

国民の期待に応え、成果のみえる三位一体改革の実現に向けて

平成15年11月18日

牛尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

三位一体改革については、骨太2003での具体化を契機に、地方自治体の意識自体が大きく変化し、地方の自立に向けた取組みも活発化している。関係大臣のリーダーシップによって、国民や地方自治体などの意見、期待に応える改革を実現する必要がある。

16年度は改革初年度であり、税源移譲、補助金改革、交付税改革の三位一体で目に見える成果を実現し、政府の実行力を示す必要がある。また、これまでの経緯にとらわれることなく、今後3年間の改革の道筋を明確に示し、改革を抜本的に加速することが重要である。

1. 改革成果のみえる16年度予算

(1) 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金については、聖域なき見直し等を通じて、1兆円を目処とする廃止・縮減等の改革を行う。

自治体の事務として同化・定着・定型化している事務費、補助率が低く創設後一定期間経過した補助金の原則全面廃止

地方公共団体が廃止を要望している公共事業関係の国庫補助負担金（地方道路改修補助、公営住宅建設費等補助、下水道事業費補助等）の改革

保育、介護をはじめとする社会保障関連の補助金改革の推進

義務教育国庫負担金等の地方の自由度をより高める観点からの交付金化、退職手当・児童手当等に係る国庫負担金の取扱い

(2) 税源移譲

初年度の改革を三位一体で実現するため、税源移譲を必ず行う。

(3) 交付税改革

新しい時代の要請の中で、財源保障機能の縮小と財政力格差の調整、制度の簡素化・透明化等、交付税制度そのもののあり方等について抜本的な見直しが必要。そのための議論の場を早急に設置する。

また、地方交付税の総額抑制に当たって、改革初年度にふさわしい成果をあげる。

2. 今後3年間の改革工程全般の具体化、前倒し

三位一体改革の成果を早期に実現するため、18年度までの改革工程の姿を具体化し、前倒して対応する必要がある。特に3大臣合意の前倒し等抜本的な改革の加速がなければ、税源移譲額が少額にとどまり、改革の姿が矮小化される。

国庫補助負担金の改革の各年度の目標額と対象等を明らかにし、3大臣合意をはじめとする重点11項目の改革を前倒して実施する。また、公共事業や社会保障関連について、より広範囲、より具体的に改革工程に乗せる。

基幹税を中心として税源移譲を行うため、移譲額の目安と税目を明示する(応益性、安定性などに優れた個人住民税、地方消費税などが望ましい)。地方財政計画の歳出の見直しを加速し、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小する。上記の抜本的な交付税改革の進め方などについて、より具体化する。

(参考)

国庫補助負担金の廃止・縮減額に関する地方の声

(単位；兆円)

	国庫補助負担金廃止額	対応
21世紀臨調 (11月18日)	9.6 (検討対象金額は19.6)	税源移譲 8.8 (注1)
知事会長私案 (10月7日)	9.0 ~ 10.0	税源移譲 8.9 (注2)
指定都市の提言 (11月14日)	8.0	税源移譲 7.2
市町村サミット (10月15日)	20.2 (検討対象金額は29.0 (注3))	税源移譲 4.4 統合補助金 12.9
市長会提案 (10月23日)	5.9	税源移譲 5.0 (注4)

(注1) 所得税から個人住民税へ 個人住民税の10%比例税率化 移譲額約3兆円
消費税から地方消費税へ 地方消費税を2%引上げ 移譲額約5兆円
その他(揮発油税の地方譲与税化等により実施) 移譲額約8千億円

(注2) 所得税から住民税へ 個人住民税の10%比例税率化 移譲額3兆円程度
消費税から地方消費税へ 地方消費税を2%引上げ 移譲額5兆円程度
揮発油税(2兆8千億)の一部を地方譲与税化 移譲額1兆円程度
(改革の進捗状況に応じ、揮発油税等からなる税源移譲を検討)

(注3) 市町村サミットの提言では、市町村が都道府県から受け取る負担金等全体をふくめてい
ることから、20.4兆円を大きく上回る検討対象金額となっている。

(注4) 所得税から個人住民税へ 個人住民税の10%程度の比例税率化
消費税から地方消費税へ 消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲

地方の提言に上げられた主な国庫補助負担金項目

主な国庫補助負担金の項目	21世紀臨調	全国知事会	指定都市	市町村サミット	全国市長会
1. 継続すべき対象となりえるもの					
a) 国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの					
原爆被爆者手当交付金等					
b) 災害による臨時巨額の財政負担に対するもの					
河川等災害復旧事業費補助等					
c) いったん国において徴収し地方公共団体に交付する形式をとっているもの					
交通安全特別交付金					×
d) その他の定義					
① 本来的に国の責務で実施すべきもの					
・生活保護負担金					
・共済関係等					
・児童扶養手当給付費負担金等			×	×	
② 特定地域に交付されるもの					
・電源立地特別交付金等					
2. 重点11項目に掲げられているもの					
① 社会保障					
・社会福祉施設整備費補助・負担金	×	×	×	×	×
② 公共事業関連					
・地方道改修費補助等	×	×	×	×	
(うち 地方道路整備臨時交付金)	×	×	×	×	×
・河川改修費補助等	×	×	×		×
・都市公園事業費補助等	×	×	×	×	×
・公営住宅関連施策補助	×	×	×		×
・下水道事業費補助等	×	×	×		×
③ 文教等					
・義務教育費国庫負担金	×	×	×	×	
・公立養護学校教育費国庫負担金	×	×	×	×	
④ 産業振興その他					
・協同農業普及事業、農業委員会交付金等	×	×	×	×	×
3. その他					
① 職員設置費・法施行事務費等にかかる国庫補助負担金					
・介護保険事務費交付金	×		×	×	×
② 公共施設の運営、設備整備費に係る国庫補助負担金					
・在宅福祉事業費補助金	×	×	×	×	×
・児童保護費等補助金	×	×		×	×
③ 補助率が低いもの、創設後一定期間経過したもの					
・廃棄物処理施設整備等補助等			×		×

；補助金を廃止して国が行う事業

；補助として継続すべきもの

×；補助を廃止すべきもの